

平成 19 年第 2 回多賀城市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 19 年 6 月 26 日（火曜日）

◎出席議員（22 名）

議長 阿部 五一

1 番 柳原 清 議員

2 番 伊藤 功一郎 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 雨森 修一 議員

8 番 森 長一郎 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

11 番 佐藤 恵子 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 石橋 源一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

収入役 菊池 健一

監査委員 高橋 弘

市長公室長 澁谷 大司

総務部長 板橋 正晃

市民経済部長 菊池 三雄

保健福祉部長 相澤 明

建設部長 後藤 孝

下水道部長 鈴木 建治

総務部次長(兼)総務課長 内海 啓二

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 本郷 義博

建設部次長(兼)都市計画課長 佐藤 昇市

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 菊池 光信

教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏

上水道部長 鈴木 建治

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

市長公室参事(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主幹(兼)議事調査係長 佐藤 良彦

主査 鴫田 和子

主事 藤澤 香湖

---

午前 10 時 00 分 開議

○議長（阿部五一）

おはようございます。

きょうで今次議会も最終日になりました。しっかり頑張ってまいりましょう。よろしくお  
願いを申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部五一）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第99条の規定により、議長において雨森修一議員及び森長一郎議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（阿部五一）

日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

5番米澤まき子議員の登壇を許します。

（5番 米澤まき子議員登壇）

○5番（米澤まき子議員）

新人2カ月の立場で御質問させていただきます。

1問目は、昨年、市長さんが第3回定例会におきまして6万人市民にお約束されました所信表明四つのコンセプトの「快適」についてでございますが、三大特別史跡、国有文化遺産を有する我が多賀城市、悠久の歴史を感じ、いにしえのロマンを求め歩く「歴史の道」に、季節の花々を植栽し、政庁へと続く道へと歩を進めるラインをつくるとお約束されました。

また、市長さんは「史都 多賀城」に、ごんべんに寺という字をつくりを書くポエムシティ「詩都 多賀城」へとすばらしいまちづくりのイメージを約束されました。私はすばらしい構想と御評価申し上げ、さらに歴史の道々に、歌人大伴家持を初め、詠まれたうたの数々を自然石に記し、道々に配されてはどうでしょうか。そして、固有観光財産となるこの計画、見通しについて現状でのお考え、まだまだ不勉強の私ですが、お聞かせ願えればと思います。

2問目は、東小学校の通学路の安全確保についてです。

御存じのように、大代は七ヶ浜町からの通過途中の道でもありまして、朝の通勤帯は日中の交通量をはるかに超えます。この状況から、特に伊藤トラックさん地内や、小野屋ホテルさん付近、柏木神社付近と、危険きわまりない状況と言えます。

通学路の3カ所の写真から現状をお伝えしたいと思います。

まずは、こちらの写真なんですが、伊藤トラックさん地内から出てきた状態です。ここが通学路になります。このように断続的に車が出てまいります。そこを子供たちがこのような状態で、車の間を縫うかのように通学してまいります。おわかりでしょうか。このよう

な状態なんです。皆さんは、よくここ交通事故起きないねと言われます。なぜならば、ここは子供たちが一時停止するんです。車は一時停止してくれません。自分の進む方向しか見ていないものですから、子供たちが自分たちで気づかないといけないんですね。そういう状態なんです。

一番驚いたことに、朝の7時20分から8時10分までの間、この車の量は135台です。バイクが7台通過しております。ここの間を通過しているんです。何と多い台数なんでしょう。本当に驚いてしまいます。そして、こちらが小野屋さん付近の道路になります。こちらの場合はちょうど大代郵便局さんの通りですね。ここも通学路になるんです。そして、以前は小野屋さんのわきのこの細い道の方を断続的に車が通過していました。

ところが、ここは道幅が狭いために車が一度で切りかえできないんです。二度三度と切りかえしての通行になるために、交通安全週間となりますと、ここが渋滞になりました。そして伊藤トラックさんのわきを通っていくのが今の現状です。そして子供たちがこのように、この細い道から約15名の児童が通ってまいります。子供たちは壁に寄せつくような状態で、車から逃れるような形で通学しています。こういう状態で15名から20名弱、ここを通ってまいります。

そして、この小野屋さんの付近の道路は緩いカーブにもなっております。ここが若干すいたと思いきや、今度はスピードを上げてまいります。子供たちは自分たちでなかなか通れなくて、家族の方、保護者の方が、「今だ」という感じで渡している状態なんです。中には横断歩道をつけてほしいねと、いろいろな声も出ました。ですが、歩道がない限りは横断歩道はつけられないという御返事も伺いました。

そして、3番目にこちらが柏木神社付近の通学路です。御存じのようにこちらがアップダウン、上り坂、坂道の状態ですよね。写真でわかっていたかどうか。若干子供たちの頭と上体が見えますよね。横断歩道の旗をこのように渡してもとまってくれません。こういう状態です。そして、サポーターズの皆様本当に御協力いただいています。このような状況なんです。

子供たちの安全確保のために、時間帯進入禁止や速度規制の標識など、お考えになっていたと思いますが、いかがでしょうか。また、通学路のルート変更の検討の必要性はないでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

米澤まき子議員の質問にお答え申し上げます。

第2点目の通学路の安全確保は、教育長の方から答弁させますので御了解ください。

御質問の「歴史の道・詩都景観形成事業」につきましては、伝統と歴史に支えられた多賀城のイメージが高く美しく保たれ、市民が郷土に誇りと愛着を持つことができるよう、市内の名所・旧跡を中心にした良好な景観や美しいまち並みをつくり上げていくことを目的とするものであります。今年度は、地域住民の皆様並びに関係団体の皆様と一緒に具体的な行動指針を策定する予定としており、市としても庁内各部各課が横断的に取り組むこととし、現時点で七つの部課が集まり検討会を立ち上げ、既に検討に入っております。

市民協働のまちづくりの第一歩として、歴史の道の実現に向け、計画づくりから市民の方々と一緒に取り組んでまいります。また、来年の10月から12月にかけて開催される大型観光キャンペーンの「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」に向けて、一つでも二つでもこの歴史の道が具現化されるよう努めてまいりますので、皆さんの御協力をお願い申し上げます。

また、先ほどいろいろなところに名所・旧跡等に歌碑をとというふうな話がありましたけれども、多賀城では今まで歌枕に詠まれたところがいっぱいありまして、150から180首ぐらいいろいろなうたが詠まれているわけですが、この歴史の道を皆さんとともに考える中で、そういう歌碑等が必要であれば市民の方々と話し合いをしながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（阿部五一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

2点目の通学路の安全確保について、私の方から御回答を申し上げます。

まず、多賀城東小学校の通学路についての御質問でございますが、御指摘の道路は朝の渋滞時に県道の迂回路として通行する車が多いようであります。これらの道路を通学路としている児童数は、伊藤トラック付近で9名、小野屋ホテル付近で19名、柏木神社付近で96名となっております。いずれの道路も幅員が狭かったり、朝の交通量が多い状況にあり、児童の安全な通学路の確保という点で課題があると認識をしております。

そのため、市では地域住民の方々の要望も踏まえまして、伊藤トラック付近の道路の時間規制を塩釜警察署に要請しておりますが、幅員が狭く、市道認定を受けていないことから、交通規制の実施には至っていないところであります。そのようなことから、これらの道路を含めまして、今後とも塩釜警察署に対しまして交通規制、横断歩道の設置等、安全確保のために働きかけを続けてまいりたいと考えております。

次に、通学路のルート変更の検討についてであります。通学路の指定は児童の登下校の安全性を考慮しまして、学校が行っているところであります。御指摘の箇所については、通学路の指定は行われておりませんが、多くの児童が現に通学していることから、より安全な通学路について改めて検討するよう、学校に要請してまいります。

なお、多賀城東小学校では、地域住民や保護者で構成する登下校サポーターが毎日要所、要所で児童を見守っていただいております。学校・地域・保護者が一体となって児童の安全の確保に努めているところでありますが、今後ともこのような支援をお願いいたしまして、児童・生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（阿部五一）

5番米澤まき子議員。

○5番（米澤まき子議員）

御答弁ありがとうございました。

歌人大伴家持の終焉の地と言われている本市には、カタクリ、アヤメ、ナデシコ、フジ、ハギといったいにしえの花々がたくさん、見る人の心に時を忘れさせる美しさがあります。多賀城が「遠の朝廷（とおのみかど）」と呼ばれ、歌枕の地になっていたころから、松尾芭蕉が奥の細道で壺の碑を見て「涙も落つるばかりなり」と詠んだころまでの悠久の歴史と、自然が残されてきたからこそ文化・交流が生まれたんだと思います。

個性ある風土をどう今生かし、まちのイメージを高く保つためにも「詩都 多賀城」と地区住民の皆様との協調性を高めながら、ぜひ早期実現に向けてすばらしい歴史の道をつくり上げていただきたいと思います。一議員である私も御協力させていただきたいと思います。ありがとうございます。

それと、2番目の答弁についてです。ありがとうございました。大変参考になりました。月曜から金曜日まで、サポーターズの皆さんに朝早くから御協力いただいております。本当に助かっております。地域の宝は本当に地域で守らなくてはいけないという今状態です。皆さんの日々の活動も、正直言ってむだにたくありません。学校の出来事も本当に大事なんですが、毎日の通学路の交通安全というのも本当に大事なことだと思っております。

ここでちょっと質問なんですが、通学路の見直しというのは何年かに一度されているんでしょうか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部五一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

通学路の指定というのは、これは教育委員会で決めるというのは、地域の実態を把握しながら校長の責任のもとにやるというふうなことで、児童・生徒が毎年毎年新しく入って、卒業するという、かわりますので、これは年度の初めにそれぞれの学校で通学路の指定を申請することになっておりますので、通学路といっても各家庭の玄関から学校までというふうにはいきませんので、多くの子供が通学をする、その主要の場所というふうになります。

そういった意味で、通学路であります。指定されているところ、指定されていないところが若干あるわけですが、その辺のところを改めて、私も実際にあの場所、3カ所点検してまいっておりますので、よくわかっておりますので、学校と改めて協議をしながら、よりよい安全な通学路があるのかどうか、考えてみたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部五一）

5番米澤まき子議員。

○5番（米澤まき子議員）

ありがとうございました。一度ならず二度三度と、どうぞ足を運んでみてください。毎日、日々によって変わりますので、ぜひお願いしたいと思います。一日でも早い解決策と向き合えるのでしたら私も協力を惜しみませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（阿部五一）

8番森 長一郎議員の登壇を許します。

(8番 森 長一郎議員登壇)

○8番(森 長一郎議員)

私の質問は3点であります。

7月29日に、投・開票が行われる予定の第21回参議院議員通常選挙を間近に控え、まず最初に選挙関連の質問をさせていただきます。

多賀城市選挙管理委員会発行の選挙の記録第8集を参考に、多賀城市における投票率に注目してまいりますと、平成13年7月29日執行の参議院通常選挙では、選挙区選出議員選挙 58.47%、比例代表選出議員選挙 58.46%、宮城県では 55.55%。平成13年10月28日執行の衆議院小選挙区選出議員補欠選挙では 36.77%、宮城県第4区計では 42.59%。平成13年11月18日執行の宮城県知事選挙 33.44%、宮城県平均では 35.58%。

平成14年8月11日執行の多賀城市長選挙では 43.53%。

平成15年4月13日執行、宮城県県議会議員一般選挙では 49.69%、宮城県平均では 53.75%。平成15年4月27日執行、多賀城市議会議員一般選挙では 54.75%。

平成16年7月11日執行、参議院議員通常選挙では選挙区選出議員選挙 54.98%、宮城県平均では 53.92%。比例代表選出議員選挙 54.96%、宮城県平均では 53.90%。

そして直近の平成19年4月22日執行の多賀城市議会議員一般選挙では 49.87%。

各種選挙、天候や時期による要因も大いに考えられ、また選挙管理委員会、多賀城市明るい選挙推進協議会の皆様もさまざまな方法で対策を講じ、御努力いただいているとは思いますが、投票率の低下は当市においても全国的な傾向としても認められるところでもあります。

資料の中でも、特に20から29歳の若年層の方々の投票率の低下が顕著でもあります。多賀城市においても、成人式の成人を迎える若者たちの自主運営に大きな成果を見ることができたように、若年層の方々に大いに政治、選挙に関心を持っていただき、市民協働の立場からも参画を期待し、また、多賀城市明るい選挙推進協議会の後継者を育てる意味でも選挙ボランティアを募集、組織、啓蒙活動を推進し、投票率の向上の一助にと考えるのですが、当局のお考え、方向性を伺いたいのであります。

次に、有権者の各層に対しての施策であります。上記同様に政治に、選挙に関心を深めていただき、投票率の向上に結びついた上に、さらに市経済、地域の活性化につながるという政策提案であります。これは、平成18年10月30日、31日と、多賀城市下馬まちづくり推進協議会で、酒田市、鶴岡市の視察研修に参加、酒田商工会議所を訪問、関係者の方々に直接まちづくりの話を伺った際に、印象に残った施策の一つだったのであります。

具体的内容は、各選挙において発行される投票済み証を提示することで、特価商品の購入や各種割引のサービス等、特典を提供することにより、投票率の向上と地域活性化を目的とするものであります。

既に、各地区で実施されており、東京都新宿区の早稲田商店会が実施した2004年参院選では、前回比投票率のアップが新宿区選管管轄51投票所中、トップ。東京都大田区の大岡山北口商店会が実施した2005年衆院選では、前回比投票率のアップが大田区選管管轄18投票所中、トップと実績を上げており、投票率の向上に期待できるものと考えられます。ですが、当局の考え方、方向性を伺うものであります。

最後の質問につきましては、平成 18 年第 3 回定例会の一般質問でも防御困難区域の解消を願うということで、県の災害警戒地区の指定を受けている下馬三丁目の台山地区に代表されるような、地域の防災上の御回答をいただいております。当局の答弁の中にも、区内の道路については、昭和 25 年の建築基準法制定以前から存する道路幅員 4 メートル未満の道路がほとんど、しかも屈折した道路や地形上から、坂道、階段が多いという認識を示されてもおります。

今回の質問は、前述のとおり問題提起をさせていただいた前回の質問にも大きなかわりがあり、この地域に住まわれる方々は御高齢の方が多く、障害を持ち、車いすでの移動を余儀なくされている方々、生活上大変御苦労されているのが現実であります。これは、在宅に移行している介護等、高齢者福祉、障害者の自立等、障害者福祉とも密接なかわりがあり、生活環境の整備は不可欠とも思えるのであります。

しかし、現行の私道整備の補助等の条件は満たしておらず、このような条件のもと、当局の交通防災、道路、高齢・障害者福祉、もっとほかの管轄にもかかわるやもしれませんが、横断的、複合的に解決を望みたいのであります。御当局の御対応を伺い、私の 3 点の最初の質問を終わらせていただきます。御答弁、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

森 長一郎議員の質問にお答え申し上げます。

最初の質問でございますけれども、民主主義の原点は選挙からと言われますように、投票行動はみずからの意思を政治に反映させることのできる重要な手段と考えております。最近の各種選挙における投票率の低下傾向は、大変憂慮すべき状況であると認識しております。特に、20 代、30 代の若い世代ほどこうした傾向が強くなっており、これらの方々に政治への関心を持っていただくことが投票率向上につながると考え、平成 17 年の宮城県知事選挙から市民、学生に広く呼びかけて、投・開票事務を委嘱しているところでございます。これまでも選挙ボランティアである明るい選挙推進協議会の協力を得ながら、投票率向上を目指してまいりましたが、今後はより多くの若い方々の参画が得られるよう、取り組みをさらに進めてまいります。

次に、投票済み証につきましては、本市においては平成 17 年の衆議院議員総選挙から有権者の申し出により、発行しております。この投票済み証を利用して、東北及び東京近郊の一部の商店会が割引等を行っておりますが、いずれも商店会の自主的活動として行われているものでございます。地元商店会と連携し、投票率向上と商店会の活性化を図るべきとのことですが、商店会が独自に純粋に投票率向上のためにセールスを行うことについて、行政が異論を挟む余地はありませんが、この場合でも商店会と候補者との関係など、法律に触れない配慮等が必要になる場合もあるものと考えます。この件については、商工会とちょっと話し合ってみたいとは思っております。

最後の、生活環境整備についての御質問でございますが、御質問のありました道路の整備につきましては、多賀城市狭隘道路整備要綱に基づいて住民や土地所有者の方々の御協力をいただきながら、拡幅整備を行っているところですが、下馬台山地区においては、地形上の問題などもあり、整備が進んでいないのが実情でございます。今後の高齢化や要援護者の増加という点を考慮しますと、防災や高齢者福祉の観点などからも、こうした状況の



解消を図ることが求められるわけですが、単に狹隘道路の拡幅整備といった問題にとどまらず、御指摘のように生活環境、住環境をどうするかといった視点からの対応が必要であると思われまます。

そのためには、まずこの地区に生活をする住民の方々が防災機能と生活環境の向上を図り、安全で住みよい地区をつくることといった共通の意識と展望を持つことが必要と思われまます。

例えば、これは私が二、三年前ですか、東京の世田谷に行った例なんですけれども、世田谷の太子堂地区なんですね。同様の問題の解消のために、地区住民が話し合って協議会をつくり、20年以上にわたり長期的、継続的に部分修復を繰り返しながら、家屋の不燃化、道路の拡幅等に取り組んできた事例がございます。

本市においても、そのような住民と行政とが協働して問題解決に当たれるような仕組みをつくり、取り組んでいくことも可能ではないかと考えております。

○議長（阿部五一）

8 番森 長一郎議員。

○8 番（森 長一郎議員）

1 問目、2 問目に関しましては、まず選挙の啓発、投票の啓発という内容でございました。1 点目につきましては、ちょっと耳には挟んではいたんですけれども、「なかなか集まらないんだよ」というふうなこと。有償ボランティアを募集したというふうなことで伺ってありました。

ただ、投開票等啓蒙にかかわる部分ではちょっと弱かったのではないかなというふうに、実は聞いて判断させていただきました。時期の問題もあるんだと。確かに夏休み中だと学生もいないと。20代から30代というふうなこと。学生と今申し上げたんですけれども、学生だけではないんですけれども、夏休み期間中に入りますと、本来であれば本当は必要なんですけれども、そのボランティアの対象となる人間が少ない。

だからといってこれをあきらめてしまえば立ち消えになってしまう。この問題は解消されない。若い方々の投票を、まずは政治に関心を持っていただくということは、非常に必要なことだと思いますので、ぜひ続けて募集を、そして先ほども申し上げましたとおり、明るい選挙推進協議会、この方々の後継者となるべく育てていただきたい。

成人式でせっかく成果を上げて、若い方々もやれるものだなと。参加される方もそれなりの意識を持ったということが成果として見られますので、ぜひこれは続けていただきたいと思ひます。こちらについては答弁は必要ございません。

二つ目の投票済み証なんですけれども、こちらは実は今回私調査、調べて初めて投票済み証があるんだというふうなこと。当市でも発行しているんだと。くださいと言えは差し上げていますというふうなことを確認してありました。

たまたま、その扱いについては本当に御当局のおっしゃるとおりでございまして、この判断、活用については商工会側、ないしこれを上手に活用して、もちろん活性化も必要なんです。実はどのホームページを見ても、とにかく関心を持ってもらう。政治に関心を持ってもらう。せっかく与えられた権利を、それこそ施行しない手はないというふうなことでありまして、それをまずは何とか高揚させていきたいというのが大きな理由であるようです。ぜひ、これも、政治的な問題等があれば解消して活性化につなげていければいいと思ひます。これについても御答弁は必要ございません。

三つ目なんですけれども、先ほど市長から本当に温かいお言葉をいただいて、前向きに検討していると。たまたま現場を見ておりましたらば、道路課の方々がぐるっと調査にいらしていました。いろいろな意味で、いろいろな方面から携わっていただいているなど、ないしこれにかかわりを持っていただいているなど感じております。

先ほど、米澤議員の質問に対する御答弁の中にもあったんですけれども、歴史の道の具現化に七つの部署が横断的にということで実現を図っていきたいというふうな御回答がありました。最近、横断的に、昨日もたしか御答弁の中にあったような気がするんですけれども、横断的、複合的な問題が非常に多い。今後は、横断的な、ないし複合的な問題解決が多いのではないかと。

ただ、これに当局がかかっていくということは、とりもなおさず本気になって仕事を始めてきたんではないかなというふうな感が伝わってまいります。まず、この問題に関しましては、ただ、世田谷の太子堂の事例がございまして20年以上かかると。たまたま宮城県沖地震、これも昨日質問の中にもありました。喫緊に起こるのではないかとと言われておりますので、応急処置を初め、早急な手だては必要ではないかなと。住民との協議も、これはもちろん必要なことではないかなというふうなこと。

どちらが旗振りをするのかということではあるんですけれども、双方から歩み寄りも必要ではないかと思うんですけれども、御答弁をよろしくどうぞお願いします。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

台山の件ですけれども、最後に世田谷の太子堂の例を、私聞かせていただきましたけれども、住民自身がこの地区を直そうという意思がまず必要ではないのかなと思うんですね。住民から発議がないと、住民自身の同意がないと当然できないこととございますから、私も市議会議員になった最初の仕事として、あそこは機械が入らないところを、水道あるいは下水道も入れたわけでございますけれども、それと、たしか昭和3年に石垣を組んでつくった土どめ等がございまして、なかなか、これはすぐにできる代物ではないということとございますので、まずは住民の方々が、あのおおば医院さんの裏側だけではなくて、もうちょっと上の方まで行きますと、もっと狭隘な道路がいっぱいございます。

ですから、多賀城地区でも台山に限らず、あるいは新田地区の一部にもあるわけですし、あるいは伝上山の隅田ですか、海軍工廠の住宅地の跡とか、こういった類似したところがございまして、そういうところも同じようなことだと思っておりますので、できれば住民発議で、「おれたちがまとめるから、どうしたらいい」ということで、逆に行政から積極的にこうなさいということではなくて、それをまとめていただいて、その上で解決に向けて、市でできること、地域でできることを分けて、これは5年10年でできる問題ではないと思っておりますから、また権利がいろいろと絡むものですから、その辺も注意しながらやっつけていかなければいけないんじゃないかなということ、ぜひ森議員さんの方からも声をかけていただけてまとめていただければなと思います。よろしく願いいたします。

○議長（阿部五一）

8番森 長一郎議員。

○8番（森 長一郎議員）

決して私は住民をあおっているわけでも何でもなくて、住民の声を市政に届けるのが私たちの仕事でございまして、随分と高齢化についても障害を持たれたり、流れの中でずっと何とか市の方に伝えてくれと。たまたま、道路課だけでは対応ができない。先ほど横断的に、複合的にというふうなこと。

その場合、助成と権利等さまざまな問題点が浮上してまいります。今、国の方の制度に関しても、これを上手に横断的に使っていただく必要があるし、その用意も協議の中では必要ではないかなということで、まず市民の声をまとめること、それからそれに対応すべく政策を持つこと、これが大事だと思いますので、以後よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（阿部五一）

4番。（「議事進行、答弁者について疑問があるんですが、ちょっと疑問に答えていただきたいんですけども」の声あり）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

ただいまの森議員の一般質問で、1番目の選挙ボランティアについては、これは選挙管理委員会の専決事項だと思うんですね。選挙管理委員会が答弁をつくって市長が読み上げたのか、選挙管理委員会とは無関係に市長が答弁をしたのか。そもそも市長が答弁していいというふうに、どういう経過でそういうふうな判断になったのか、ちょっとその辺をお答えいただきたいんですが。

というのは、例えば取り組み指針の中で、本来選挙管理委員会の専決事項である投票所を何カ所にするかということ、市長部局が勝手に6カ所にするとかという方針を出したりしているわけですね。そういう点で、市長部局の専決事項と、それから私は選挙管理委員会の専決事項と、それはきちんと行政委員会は別なんだから、別個にやるべきなんだという主張をこれまでやってきました。その点で、今の1番の森議員に対する答弁は、私は市長がすべきものではないのではないかとこのように思うんですけども、それについて回答をいただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

今、藤原議員さんがおっしゃられたことはもっともなことでございます。それぞれ行政委員会がございまして、それぞれの行政委員会からそれぞれの御質問にお答えすべきでございますけれども、いろいろ委員会がございまして、そのすべてがここに出席しているわけでもございませんので、この回答につきましては選挙管理委員会の方の事務局で作成したものを市長が答弁させていただいたということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

実は、昔、投票率アップのことで、入場券というか、投票券というか、出していない時期があって、それを出すべきではないかという一般質問があって、そのとき、当時の伊藤市長が答えたこともあるんですよ。昔の事例でね。だから、私は市長が絶対答弁してはならないというつもりはないんだけど、しかし、ここに選管の行政委員会で別個なんだから、私はやっぱり選挙管理委員会が回答書を準備したのであれば、私は選挙管理委員長なり、選挙管理委員会の事務局長なりが回答するというのが、やはりこれは権能の分担としては筋なのではないかというふうに思いますので、ちょっと議運でこの問題については議論していただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

回答はいいんですね。

○10番（藤原益栄議員）

だから、議運で検討していただくということを、議長にそうしますというふうに回答をいただきたいんですが。

○議長（阿部五一）

13番吉田瑞生議員。

○13番（吉田瑞生議員）

今、藤原議員から投票所入場券の発行に関する一般質問の例について話されましたけれども、実は当時私が質問したんです。当時、今お話しされましたとおり、伊藤市長が答弁されて、私は前もって市長が答弁するに際して、実は今副市長が話されたようなことを事前に説明を受けて、それを了として答弁を受けたという先例がありますからね、そのことだけ御紹介申し上げておきます。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

だから、議長の諮問機関である議運で、これはきちんと議論しましょうと私が提起しているわけですから、議長がじゃそうしますと言えば、それで済む問題なんですよ。

○議長（阿部五一）

わかりました。後で議運で検討します。

4番伏谷修一議員の登壇を許します。

（4番 伏谷修一議員登壇）

○4番（伏谷修一議員）

通告した2点について質問させていただきます。

イギリスの産業革命以後、革新的な産業構造の変革が何度か繰り返行われてきましたが、今まさにIT産業が今世紀の産業革命になっていくことは間違いありません。当然のことながら、既存産業の充実を図るとともに、新たなる産業創出の将来を見据えることこそがとても重要です。

本市において、産学官の連携環境は最高の立地条件にあると考えます。そのために、大学、産業界、行政のトップが地域の産学官の取り組みの方向性について、意見交換の場を持つグランドテーブルの立ち上げが必要であります。IT 産業の中核となるための条件として、大学などの研究機関の有無が必須です。世界的に有名な IT 企業の一拠点となっているカリフォルニア州サンフランシスコ、ベイエリアのシリコンバレーがあります。なぜ、シリコンバレーが多数の先端技術ビジネスの企業の集積地となったのか。それはカリフォルニアの気候風土のよさだけではなく、サンフランシスコ近郊にはアメリカでも非常に優秀なスタンフォード大学、カリフォルニア大学バークレー校など、しっかりとした大学の研究機関が多いことも条件の一つです。

特に、バークレー校では 2006 年のノーベル物理学賞受賞者のジョージ・スムート教授を初め、多くの研究者を輩出しています。サンフランシスコが仙台に対比できるのであれば、シリコンバレーはその隣接地である多賀城に立地条件が非常に近いものがあると考えられます。仙台には東北大、多賀城には東北学院大工学部の研究機関が充実しており、学都としての条件も兼ね備えています。

先ごろ学院大工学部にハイテクノロジーセンターが開設され、ナノテクの研究に特化するとのこと。そして以前から、学院大工学部では本市に協力する体制が整っていると伺っております。ぜひ 2007 年を学官連携元年と位置づけて、市長が率先してコーディネーターとしての役割を担っていただきたいと考えます。

二つ目の質問です。

二つ目に、地域ネットワークシステムの構築としての SNS、ソーシャルネットワーキングサービスの導入について伺います。

今日、情報の多様化が進み、そのスピードと情報容量は格段に広がりを見せ、日々進歩し続けています。当市においてもホームページを活用してさまざまな情報の開示を行っていますが、そこに市民同士が情報交換をするコミュニティを形成することができないかという提案です。

地方自治体の電子掲示板も、住民の声を聞く一つのツールとして設置を行う行政もたくさんあります。しかし、その活用状況はおのこの思惑は異なり、例えば本来の目的は地域の諸問題を住民同士が情報を出し合うことにより、その解決策を導いたり、情報技術を活用して行政への積極的な参加を促したりすることが、一時的に全国的に拡大しましたが、実際効果的な運用事例が見られません。

その理由には、一部の発言者の声の大きさ、管理者側の思わしくない表現のチェック体制のおくれや、誹謗中傷などによる荒らしへの対応が担当職員の負担になってきたことが要因の一つでござります。

そこで、ネットワーク上で、会員相互の紹介などから広がりを見せ、急成長したミクシィの手法を取り入れ、自治体として初めて導入した熊本県八代市の SNS「ごろっとやっちょろ」をモデルとして、本市にとって、または市民にとってどのような利点があるかを考えました。

ここで SNS を簡単に御説明いたします。

SNS とは、自治体に当てはめると地域コミュニティの活性化、地域住民の行政への参加を目的に、自治体の SNS の活用が考えられます。2003 年ごろからインターネット上で急速に普及し、注目を集めているコミュニケーションサービスで、参加者が互いに友人を紹

介し合っって新たな友人関係を広げることがを目的に開設されたコミュニティー型のウェブサイトの総称でございます。

例えば、市長が推進する市民と行政と協働という観点から考えれば、地域の社会活動の活性化に効力を発揮します。昨年行われた旧長崎屋壁面の落書きを消すために集まった「落書き消し隊」は、数名の有志による思いが行政と市民のマンパワーを引き出したことはとても意味深いことです。本来であれば、企業財産に対し、その責任は当事者にあると解釈しなければなりません。が、地域市民が多賀城駅前の浄化の一つとしての活動に結集したことは、今後の協働事業としての礎になることと確信します。

まさに、この活動の継承したイズム、活動内容の情報公開のツールとしての SNS は必要不可欠ではないかと考えます。また、市長が実行している「ちょっと茶っと」や、「おぼんです懇談会」などの懇親を重ね、市民の声を大切にす手法も大変重要です。

そしてもう一つのチャンネルを広げるという意味合いで、地域のかかわりを余り持とうとしない若い世代の声を聞くことができるアイテムになっていくことは可能であると考えます。現在、時代の変革とともに、地域コミュニティーの原点回帰を求める声が多くなっていると聞きます。

しかし、時代が求めているコミュニティーは必ずしも地域コミュニティーだけの解釈だけではなく、ネットワーク上のコミュニティーの形成も無視することのできない状況に置かれていると思います。

また、ほかの自治体の事例を検証していきますと、ポイントとして地域コミュニティー活性化、さらには地域行政への住民参加の促進を目的として、自治体での地域密着型 SNS の活用に関する検討が本格的に始まっています。

その代表的な取り組みとして、総務省が 2005 年 5 月に立ち上げた ICT を活用した地域社会への住民参画のあり方に関する研究会の実験として開設された SNS サイトである東京都千代田区の「ちょっとピー」と、新潟県長岡市の「おここなごーか」があります。この目的は、住民への情報提供、住民の意見表明の場面における ICT の活用方策や、ルールづくり、電子会議室やアンケート、IT を活用した住民参加の有効性を検証し、自治体向けのガイドライン、運用マニュアルを作成し、その成果をもって地域社会の住民参画につなげたいという考えです。

そして、このモデルシステムの基本的な考え方として採用されているのは、まさに地域密着型 SNS です。地域密着型の SNSこそ、市長が掲げる公約の実現に即した情報媒体になり得る可能性は無限大です。

当市の職員は、非常に優秀であると伺っております。さらに、職員が業務の一部としてコミュニティーの輪の中に参加し、議論するような仕組みを実行すれば、今まで以上に住民の知恵、ノウハウを引き出し、地域の問題解決や地域行政への反映といった市民会議的位置づけの活用も実現できると考えられます。ぜひ SNS の導入に向けての検討委員会を立ち上げていただき、次世代に対する行政サイドの方向性を見出していただければと思います。

以上、2 点について最初の質問を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

伏谷修一議員の質問にお答え申し上げます。

大学と行政の連携につきましては、県内でも大崎市と宮城大学や、岩沼市と仙台大学などが行われているところですが、本市においても行政報告で申し上げたとおり、地元にあります東北学院大学との連携実施に向けて協議を行っているところであります。

昨今の大学は、単に研究し、また学生に学問を教えるばかりではなく、より積極的にその研究の成果を外部に発信し、地域に貢献しようとしてきており、東北学院大学でもこのような考えに基づき、平成 15 年に地域の企業との連携による新しい産業の創出及び産業教育の振興を目的として、同大学内に産学連携推進センターを開設し、企業が求めるもの、企業ニーズと、大学が提供する技術、人材等、シーズを効率的に結びつけるためのシステムを構築したところであります。

そして、このような状況の中、本年 3 月に同大学工学部に、先ほどお話しのとおり、ナノテクノロジーの研究施設でありますハイテクリサーチセンターが完成し、同大学ではこれまで以上に企業の結びつきを強化したいと考えているようでございます。

本市といたしましては、こうした背景に加え、宮城県等と共同して、今後いわゆる企業立地促進法に基づく高度電子機械産業に係る企業立地を促進する上でも、企業と大学とを結びつけるパイプ役としての機能を有していくことが地域の特性、強みになることから、積極的にこれを推し進めようとしているものであり、これが産業創造へのワンステップであると認識しております。

なお、現在進めております同大学との連携は、9 月上旬ごろに単に工学部関係にとどまることなく、文系の分野も含めて大学の持つ知識、技術、マンパワー等を企業や市民生活の場に生かせるよう、プロデュースしてまいりたいと考えております。

次に、2 点目の SNS の導入についての御質問ですが、本市においては平成 14 年に市ホームページを開設し、インターネットを通じ、市民を含む多くの方々への市政情報の提供を行ってまいりましたが、昨今の急速な情報化の進展に伴い、市民と行政との情報交換のための環境が大きく変化し、さまざまなツールが開発、普及していることは、御指摘のとおりでございます。

お話のありました SNS、ソーシャルネットワーキングサービスも含め、さまざまなツールの特徴を見きわめながら、行政のどのような分野での応用が可能かどうかについては、今後、研究をしていくべき重要な課題であると認識しております。

なお、SNS につきましては、政府においても総務省の外郭団体である財団法人地方自治情報センターが平成 18 年から「e-コミュニティ形成支援事業」により、SNS の開設を支援し、地域コミュニティの形成や活性化、地域課題の解決の重要ツールとして位置づけ、活用を推進しており、現時点で 20 程度の自治体において、地域 SNS が開設されている状況でございます。今後は、これら先進事例の状況も参考にしながら、ただいま申し上げましたことについて、研究、検討してまいりたいと考えております。

○議長（阿部五一）

4 番伏谷修一議員。

○4 番（伏谷修一議員）

御答弁ありがとうございます。

今ほど、最初の質問なんですけれども、そこで伺った高度電子機械の企業立地ということですが、そのところの具体的な用地の選定とか、その進捗状況、こういった案件がありますと、ぜひ何としても実現可能なふうに持ってきていただきたいということなので、その用地の状況とか、多賀城市内で考えられる状況確認を今していただければというふうに思います。

それから2点目のSNSの導入ということなんですけど、こちらは非常に、当初立ち上げるときにかかった初期投資の費用、3年前ぐらいの価格で言いますと、五、六千万円かかっているということですが、ただ、今調べていきますと、いろいろなオープンソースとして基盤があるということですが、この基盤をもとに、例えば本市の中でパソコンに多少詳しい方がいれば、それに色づけをすることで初期投資としては限りなく、100万円程度の金額でできると。まさに3年たつとこんなにこの辺の価格が下がるのかというぐらいで、今びっくりするわけですが、そうした観点も含めまして、実現はかなり前向きに考えていただければ、先ほども申し上げたとおり、本市にとっては間違いなくツールとなっていくと思いますので、その辺のところをもう一度御答弁をお願いいたします。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

1点目の高度電子機械産業の状況ということですが、今、多賀城の場合ですと、これに関連した会社というのが、ソニーを初めとして14社ほどあるんですね。恐らく皆さん御存じだと思うんですけど、多賀城の工場地帯は7ヘクタールほど今空洞になっています。

ですから、第1次的にはやっぱりその14社の方々に、これに関連して仙台を初めいろいろな都市が協議会に入っているわけですが、できれば14社の方々と話し合いの上で、それに今の高度電子機械産業に関連した企業も、多賀城のあいているところに第1次的には入ってもらおうという仕組みをまずつくっていく、空洞化を防ぐという意味でも、そういう作業が必要ではないかなと思います。

遠い将来としては、私前にも申し上げたと思いますけれども、今、農業地帯、農振地域が田んぼだけで、ことしつくったところで大体250町歩ぐらいあるわけですが、玉川岩切線、県道が20年にはでき上がるし、また遠くない将来市川のインターチェンジもできるでしょうし、富谷ジャンクションにも北部道路がつながります。そういう状況をにらみながら、じゃ10年後、あるいは20年後にこの産業がどういうふうな発展をするのかということもにらみながら、農業関係者の方々ともことしあたりからいろいろと話し合いながら、将来農家の方々が、私はもう農業をやめたという方々も結構いらっしゃるみたいなので、そういう方々と話し合いながら、じゃ工場地帯にするのか、住宅がいいのか、その辺のことも含めて、多賀城の市土計画もつくりながら考えていくべきではないかと思っています。

それから、SNSの初期投資に五、六千万円かかると。それなりのプロがいればそんなにかららないんじゃないかということで、できればこれも今度学院大と連携しますので、学院大あたりにやっぱりそれにたけた方もいらっしゃるかと思います。できるだけ安い費用でそういうことができればいいわけですが、そのプロの方々にちょっと聞いてみながら、できればSNSの方も、先ほど伏谷議員が言ったように協働という意味からもやっぱり進めていくべきことかなと思っていますので、前向きに検討してまいりたいと思います。



○議長（阿部五一）

休憩をいたします。

再開は 11 時 15 分とします。

午前 11 時 00 分 休憩

---

午前 11 時 15 分 開議

○議長（阿部五一）

再開をいたします。

18 番昌浦泰己議員の登壇を許します。

（18 番 昌浦泰己議員登壇）

○18 番（昌浦泰己議員）

私の質問は、障害者自立支援法改正時危惧される市の諸施策についてであります。

平成 17 年 11 月 7 日、障害者自立支援法、平成 17 年法律第 123 号が公布されました。平成 18 年 4 月 1 日に施行され、そして同年 10 月からは新しい福祉サービス体系に移行しました。この法の柱は、1、今までの応能負担から、応益負担へ変わったこと。2、障害の種類別に法律があったのを、あらゆる障害についてこの法律で対応すること。3、市区町村を事業の母体にすること。4、障害者も自立できる社会を目指すことの四つです。

この法律で、特に今までの福祉政策とは全く違う観点に立っているのが、最初の柱です。サービスを受けた当事者の収入の多寡に応じての応能負担から、受けたサービスの支払い負担を一律 1 割にする応益負担に変えたことです。

私は、国の福祉政策の推移を長年見てまいりました。特に障害者福祉は、ある特定の意思のもとに国の政策が進められているように思います。なぜ私がそう考えたか。法改正や事例を挙げていき、結論を申し上げます。

最初に私が大きく関心を持ったのは、2002 年、平成 14 年 12 月に閣議決定された国の「新・障害者基本計画」です。この計画の対象年度は、2003 年度から 2012 年度までです。この計画では、障害者が地域で生活するための支援体制を充実させるため、障害者の入所施設の新・増設分の補助金等をデイサービスや通所授産施設の整備に充てる方針が打ち出されました。

次に、興味を抱いたのは、2004 年、平成 16 年 2 月に、テレビ朝日の報道番組ニュースステーションの中で、国が管理する唯一の知的障害者施設、国立コロニーのぞみの園の入居者の地域移行問題が大きく取り上げられました。国の「新・障害者基本計画」が示した方針による地域移行です。

概要は、1971 年に、群馬県高崎市に開設された国立コロニーのぞみの園は、独立自活の困難な心身に障害のある人を、必要な保護及び指導のもとに生活させる施設として運営されてきましたが、重度の知的障害のある人に対し、自立のための先導的かつ総合的な支援の提供を行うことなどにより、知的障害のある人の福祉の向上を図ることを目的として、平成 15 年 10 月に独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園として再発足しました。

これに伴い、国においてはのぞみの園が取り組むべき中期目標が設定されました。中期目標では、のぞみの園は地域生活移行を積極的に推進し、入所者数を19年度末までに3割から4割程度縮減するほか、重度知的障害のある人の地域への移行に向けた施設内処遇と、地域生活支援体制の構築のあり方に関する調査及び研究を行い、その成果等を全国の知的障害者援護施設等に向けて情報を提供していくこととしています。

前述のテレビ朝日の報道番組ニュースステーションは、その発表を受けての報道でした。

そして障害者自立支援法の公布であります。

私がひととき関心を持ったのは、平成18年6月14日付、厚生労働省社会援護局障害保健福祉部障害福祉課通所サービス係名で、各都道府県、各指定都市、各中核市の障害保健福祉主管課あてに出した事務連絡です。

この通知文で、精神障害者社会復帰施設等を対象として、厚生労働省は平成18年度下半期の施設運営にかかわる国庫補助金を一律25%カットするという方針を示しました。厚生労働省は、同年10月から実施される新サービス体系、このサービス体系は国庫補助金に頼らない施設運営が強く求められる体系であります。この体系に対象施設の4分の1が新サービス体系に移行すると見て、新サービス体系移行を促す意味も含めて、国庫補助金を一律25%カットの方針を決め、通知しました。

しかしながら、これは決定、実行にはいたらなかったのですが、私はここに国の思惑が見てとれるのです。このような流れを見ているうちに、私は障害者福祉政策の行き着くところは、障害者全施設、特に入所全施設を解体し、障害者の地域への完全移行を厚生労働省は考えているのではという危惧を持つに至りました。

障害者自立支援法は、平成23年度末に見直しする旨明記されています。私はもし、全施設解体という事態になったとき、多賀城市がどういう役割を担うのか心配でもあり、そうなったときのために、市では準備を怠らないよう関連する部門で研究すべきと考えます。なぜなら、障害者自立支援法の柱の3番目、市区町村を事業の母体にする考えが色濃い法律であることも危惧せざるを得ないわけであります。

そこで、一般質問通告書の質問要旨に書いた、1、障害者自立支援法改正により、障害者全施設の解体という事態になったとき、市として受け入れ施設はどのようなものを用意できるのか。2、その際、国庫補助金等が当てにならなければ、市としてはどう対処するのか。3、就学前の幼児教育並びに一般の義務教育をどのように展開するつもりか。

以上、障害者自立支援法改正で危惧される市の諸施策について、市当局の御見解を伺うものであります。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

昌浦泰己議員の質問にお答え申し上げます。

3問目は、教育長から答弁させますので御了解ください。

障害者自立支援法に関するお尋ねですが、まず平成 18 年 4 月施行の障害者自立支援法につきましては、障害を持つ方々が入所施設から出て、地域で普通に暮らしていけることを目指していることは御承知のとおりです。その意味で、法の趣旨は、入所施設への入所者数や、入所施設の減少を指向していると理解していますが、しかし一方では、現実に入所施設を必要としている方々もおり、また、法施行後のサービスメニューに施設入所支援という項目があることから、入所施設がすべてなくなるということは考えにくいと思っております。

すべての入所施設が解体されるとした場合についてのお尋ねですが、県が解体した入所施設の代替施設を市が建設し、運営するということは、制度の趣旨からも、財政的にも困難ですし、やはりできるだけ在宅での訪問系サービスの利用を促進したり、また地域全体で支え合うよう、いわゆる地域福祉を充実させたり、さらには民の活力を活用しつつ、グループホームやケアホームの立地を促進、支援することも必要なのだろうと思っております。

次に、入所施設がすべて解体したと仮定した際の国庫補助金が当てにならない場合というお尋ねですが、市が入所施設を整備することは考えておりませんし、またグループホームやケアホームの施設整備費にあつては、補助金制度自体がないので基本的に影響はないものと理解しております。

しかし、御指摘のように障害者自立支援法の諸制度等、障害を持つ方々をめぐる環境が転換期にあることは御指摘のとおりと存じておりますので、さらに留意し、研究をしてみたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（阿部五一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

3 点目の就学前の幼児教育並びに義務教育をどう展開するつもりかという御質問については、私の方からお答えを申し上げます。

多様な障害を持つ幼児、児童、生徒に対する教育につきましては、家庭教育、学校教育ともどもに連携のもと進めていかなければならないと考えております。

まず、就学前の障害のある幼児につきましては、保護者からの要望等を十分に踏まえて、関係部署と連携・協議をし、必要があれば幼稚園に対して幼児の受け入れをお願いしていかなければならないと思います。

次に、義務教育における障害を持つ児童・生徒の教育についてであります。平成 19 年 4 月に学校教育法の一部改正がございまして、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行う特別支援教育が始まったわけです。

そのころから、市内各小中学校では、特別支援教育コーディネーターを中心とする校内の支援体制を構築しまして、一人ひとりの障害の状態や発達段階に合った指導を展開しているところであります。

また、特別支援学校が廃止されるのではないかという心配が一部にあるようですが、文部科学省及び県教育委員会に確認をいたしましたところ、学校教育法に特別支援学校の条文がしっかりと明示されておりますので、廃止されることはないとのことであります。

今後とも市内小中学校と県内の特別支援学校との連携を図りながら、障害による学習上、生活上の困難を克服し、自立を図る特別支援教育の充実を図ってまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

今回の質問は、いわば転ばぬ先のつえというか、そういう考えのもとにさせていただいたわけですね。厚生労働省、正確には旧厚生省の時代から、やはりもう時代の流れとして、質問で申し上げたように、何かすべて施設の解体の方向、できるだけ地域の方にとりという流れは、本当に私は危惧するところなんですね。

この法律、障害者自立支援法の特徴は、先ほど一般質問では触れなかったんですけども、3年ごと、5年後に見直し条項が附則の第3条にのっかっているわけなんですね。どうもこれはうまく改正し、いい方向にいけばいいのかなと思うんですけども、危惧したものですから、きょうは質問させてもらったわけで、市長並びに教育長の御回答の内容は、私がある程度想定していた内容で、何か市としてはなかなか判断のつかないような質問させていただいたかなと思うんですけども、しかしながら、将来を見越して想定されるだろう事柄を事前に論じていくことも必要ではないかということでもさせていただきました。

私の知るところによると、障害をお持ちの方、それからそうでない方も含めた、国民すべてを対象とした、今在宅療養支援診療所、これが法制化の動きがあって、医療、保険、介護の各社会保険制度を総合的に活用して、緩和ケアの点に基づいた秋・冬型の、人生の終末を見据えた制度制定という形に、もう厚生労働省の方は流れが出ているんですよ。

そういうことで、これからの福祉にかかわることのすべてが、在宅、あるいは特に障害をお持ちの方々が入所施設から地域へ、いわゆる地域での共助の流れになってくるのは、これは加速こそすれ、とまることはないと思うんです。

そういうわけで、今回の私の質問を契機に、入所施設等がいろいろな面で変わってきても、市としてしっかりと支援していけるような体制というものを念頭に置いて、障害者福祉並びに教育行政を進めていただきたい。回答の中でも私どもが満足する部分がありましたけれども、なお一層の御努力をよろしくお願い申し上げて、質問を終わります。どうかよろしく申し上げます。

○議長（阿部五一）

13 番吉田瑞生議員の登壇を許します。

（13 番 吉田瑞生議員登壇）

○13 番（吉田瑞生議員）

平成 20 年度に開催する「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」に向けて史跡整備活用による観光交流事業を促進されたい。

伝統と歴史に支えられた多賀城のイメージが高く美しく保たれる歴史の道・詩都景観形成事業のメイン道路として特別史跡多賀城政庁南門跡と外郭南門跡を結ぶ城内南北大路跡、政庁第2期——8世紀後半、幅員12メートルの道路を暫定的に整備し、古代多賀城の姿と風景を再現する環境整備事業を進め、大路を歩行し、史跡公園としての利用を増進させるために、積極的な整備活用の管理を図られたいのであります。

「美味し国 伊達な旅」と銘打つ全国大型観光キャンペーンを仙台・宮城デスティネーションキャンペーン推進協議会は、平成20年10月から12月の3カ月間開催します。また、平成19年10月から12月までの3カ月間実施するプレデスティネーションキャンペーンにおいて、各種イベントや事業を展開し、翌年度の本番を見据えた試行と検証を行うとしています。

宮城県及び村井知事は、この観光のPRにおいて次のように述べています。「歴史文化資源、観光資源の魅力の向上に取り組み、観光資源に情報発信や観光の資源を磨き上げる。また、経済の成長や地域づくりに大きな効果がある観光振興に取り組み、地域の活性化につなげる」としています。

菊地市長は、平成19年2月15日の平成19年第1回市議会定例会で、平成19年度施政方針において、「伝統と歴史に支えられた多賀城のイメージが高く保たれ、市民が郷土に誇りと愛着を持てるよう歴史の道・詩都景観形成事業に取り組みます」と述べられました。

市長の言う伝統と歴史に支えられた多賀城のイメージが高く美しく保たれ、郷土に誇りを持てる歴史の道について、いの一番に挙げなければならないのは、外郭南門から政庁間の城内大路でありましょう。この大路に関する位置づけについては、平成9年3月に策定された特別史跡多賀城跡建物復元等管理活用計画書に記載されています。

(5文字削除) ○○○○○市長は、計画書の刊行に当たって、「本計画書は、特別史跡を史都多賀城のまちづくりに積極的に活用することを提案しており、ここに文化財を生かしたまちづくり計画書とも言うべき内容で刊行された」と述べております。

大路について、管理活用計画書において次のように定めています。第4章の4、大路による歴史の復元と都市軸の創生として、1の目的では、一つ、過去と現在と未来の時間の軸と空間の軸との共生を目指す。二つ、大路により、特別史跡周辺の都市の核となる軸線をつくる。

2の方針では、一つ、古代多賀城の姿を再現するため、政庁からその南側へと延びる大路を復元する。二つ、多賀城政庁跡と市民生活地域を結ぶ。三つ、古代の形状をなぞった形で連続性を重視する。

第5章の2、動線計画では、1の主要動線——大路——で、大路の復元、大路の敷設に当たっては、古代の形状をなぞった形で連続性を重視する。

2のその他では、歩行者専用道路としての大路の活用策については、歩行者等の動線計画、観光的な側面から検討を行うとしているのです。

まさに、多賀城市における歴史の道について真っ先に挙げなければならないのは、政庁南門跡と外郭南門跡を結ぶ政庁南面大路跡であります。

一方、特別史跡の保存については、管理団体である多賀城市と宮城県が分担して当たっています。多賀城市は、土地公有化事業とその維持管理、さらに現状変更等の行政指導を行っています。

宮城県は、昭和 44 年度から発掘調査事業、昭和 45 年度から環境整備事業を担当しています。管理団体である多賀城市は、昭和 51 年に保存管理計画書を作成、昭和 63 年に第 2 次保存管理計画書を策定して、これまでの現状保存の管理から、整備活用の管理を目指し、さらに、保存事業の計画的総合化、史跡周辺の整備計画との有機的な接合を新たな方針として管理事業を展開してきました。

第 2 次保存管理計画書、第 4 章の 5) 整備活用計画において、A1-4 政庁地区の方針では、当面は外郭南門から政庁への道路遺構の復元を最優先で図るとしています。A1-5 外郭南門地区の方針では、政庁に至る大路の復元などを図るとしています。

政庁南方・城前地区の土地公有化事業と、発掘調査事業の現況は次のとおりです。

1、土地の公有化事業は、地権者の理解と協力によって公有化が進展し、政庁の正面から南方約 350 メートルのところの位置する外郭南門までの地区は、土地が公有化されました。

2、発掘調査事業の結果、政庁南門と外郭南門を結ぶ道路跡、城内南北大路跡の道路幅は政庁第 1 期から第 2 期である 8 世紀の奈良時代が 12 メートルで、第 3 期から第 4 期である 9 世紀から 10 世紀後半の平安時代が 23 メートルに拡幅されていることがわかっています。そして現在、宮城県多賀城跡調査研究所では、特別史跡多賀城跡の第 78 次発掘調査として、政庁南門と外郭南門を結ぶ道路跡、城内南北大路跡の調査を行っています。

この地点での調査は、城内南北大路とその東側丘陵上の城前地区官衙との関係解明を主な目的として実施しています。政庁南側斜面は、自然石を並べた階段が設けられていたことがわかり、現在は第 1 期から第 2 期の状態に復元整備しています。

このように、土地の公有化、発掘調査、復元整備の事業が推進されたため、政庁跡や政庁南門跡及び外郭南門跡から、それぞれ城内南北大路跡が一望できる状態になり、現状の保存と整備の成果が成就されるに至りました。今の時期、現地にたたずめば新緑に包まれた約 350 メートルの多賀城跡の中核部である政庁から、外郭南門へ南北に真っすぐ通じる道路を多賀城の中で最も重要な道路跡として歴史的成果にふさわしい取り扱いを図り、整備に対処することが、特別史跡の整備活用に必要不可欠な課題であります。

市長が施政方針で述べられた景観形成事業について、さきに引用した復元等管理活用計画書において、歴史環境整備方針の中で、歴史を感じられるような景観的な配慮を行うと定めているのです。多賀城市が当面全国に情報を発信するまたとない機会として今次の「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」において、歴史の道・詩都景観形成のモデル事業として城内南北大路跡を整備し、全国から訪れる人々に「遠の朝廷（とおのみかど）」と呼ばれた多賀城、悠久の歴史を歩いていただき、往時を、時の彼方を、万葉人、そして和歌や俳句や文学を訪ねていただく環境整備は、本市をアピールする上においても極めて大事な事業であります。

御案内のとおり、多賀城市と多賀城市観光協会が発行している観光パンフレット「浪漫文庫」の表紙には、城内南北大路跡を写真によって掲載しております。

また、3 月 25 日、文化センター開館 20 周年記念、多賀城大路が辻～歴史ロマンを今に語り、詩う～が上演され、その写真が「広報たがじょう」5 月号一面の表紙に掲載されているのであります。伝統と歴史に支えられた多賀城のイメージが高く美しく保たれる花として、万葉集は青春の歌集であると言われるように、1,300 年の万葉の花、若々しい心の姿を探ってみるのはいかがでしょう。

以上、平成 20 年度に開催する仙台・宮城デスティネーションキャンペーンに向けて史跡整備活用による観光交流事業を促進させる一つの柱として、市長の言う、歴史の道・詩都景

観形成事業を特別史跡の管理団体である多賀城市のプライドを引っ提げて、政庁南門跡と外郭南門跡を結ぶ城内南北大路跡を暫定的に整備する環境整備事業を進める整備活用の管理を図りたいのであります。

以上、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

吉田瑞生議員の質問にお答え申し上げます。

御承知のとおり、地元観光関係者や地方自治体、JR グループ等が連携して展開する大型観光誘客事業「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」が平成 20 年 10 月から 12 月までの 3 カ月間、宮城県において開催されます。

本市におきましてもこのキャンペーンが全国的に展開する誘客事業であることから、その強大な情報発信力を利用して、本市固有の歴史・文化資源を生かした PR やシティセールスを行い、魅力ある「史都 多賀城」のイメージ向上を図るとともに、官民一体となった観光客誘致の促進に努めてまいりたいと考えております。

さて、御質問のありました当キャンペーンに向けての特別史跡の整備活用につきましては、現在、歴史の道・詩都景観形成事業構想の中核となるものであると考えております。特に、多賀城政庁跡から外郭南門跡にかけては、公有化が図られており、古代多賀城の歴史的景観が再現できる状態になりました。そのため、この地域一帯を歴史の道構想の具現化に向けて、地域住民並びに関係団体と連携を図りながら具体的な行動指針づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

つきましては、国・県等の関係機関に対して歴史の道の具体的な行動指針を提示するとともに、多賀城政庁南門と外郭南門を結ぶ地域を整備できるよう、整備主体である県に対して強力に働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（阿部五一）

13 番吉田瑞生議員。

○13 番（吉田瑞生議員）

大変市長の当を得た答弁を賜りました。そのようなお考えのもと、ぜひ積極的に推進されるよう望むものであります。

そこで 1 点要望しておきますが、費用のかかる事業でもある兼ね合いから、実は私は平成 19 年 3 月 2 日の議会における予算、歳入の質疑において、頑張る地方応援プログラムの地方交付税による支援措置について、本市においてもその取り組みを考えてみることや、取り扱う視点を述べました。歴史の道など、これらの事業について国の平成 19 年度新規施策の対象となるように対処されるよう要望いたします。

○議長（阿部五一）

これをもって一般質問を終わります。

お昼の休憩といたします。

再開は午後 1 時であります。

午前 11 時 50 分 休憩

---

午後 1 時 00 分 開議

○議長（阿部五一）

再開をいたします。

---

日程第 3 意見書案第 3 号 宮城県の地域最低賃金の水準引き上げを求める意見書の提出について

日程第 4 意見書案第 4 号 日豪 EPA・FTA 交渉に対する意見書の提出について

○議長（阿部五一）

この際、日程第 3、意見書案第 3 号 宮城県の地域最低賃金の水準引き上げを求める意見書の提出について及び日程第 4、意見書案第 4 号 日豪 EPA・FTA 交渉に対する意見書の提出についての 2 件を一括議題といたします。

この際、意見書案の朗読を省略し、直ちに提案者の小嶋廣司議員から提案理由の説明を求めます。20 番小嶋廣司議員。

○20 番（小嶋廣司議員）

それでは意見書案につきまして御説明を申し上げます。

意見書案第 3 号 宮城県の地域最低賃金の水準引き上げを求める意見書の提出についてでございますが、最低賃金の目的は、最低賃金法第 1 条に明記してありますように、「事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低額を保障」することによって、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争を確保するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」ことにあります。

県内のパート労働者や契約・派遣社員の賃金は最低賃金に多く分布しており、最低生計費の保障の観点や、就労に対する意識の観点から、さまざまな問題が生じております。

よって、現在の宮城県の社会経済情勢を反映した適正な水準へ最低賃金を引き上げるとともに、最低賃金制度について周知徹底を図り、監督体制の充実を図るよう強く要望する意見書でございます。どうか、市民の皆様方の幸せのための意見書につき御賛同をいただきたいと思います。

次に、意見書案第 4 号 日豪 EPA・FTA 交渉に対する意見書でございます。

4 月から開始された日豪 EPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）交渉に対し、オーストラリア政府は農産物も含む関税撤廃を強く主張するとみられています。豪州政府の要求どおり、農産物の輸入関税が全面的に撤廃されるようなことになれば、食料自給は 30% 台に低下するなど、日本の農業と食料は壊滅的な打撃を受けることになり、農林業の多面的機能が失われ、農山村の崩壊、国土の荒廃、環境の悪化を招くこととなります。



本市議会は、日豪 EPA・FTA 交渉にあたり、日本農業に多大な影響を与える重要品目を交渉から除外するなどの対策を求めるものであります。

以上のような趣旨でございますので、農業者のため、あるいは市民のために、どうか皆様方の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げまして、説明にかえさせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより意見書案第 3 号及び意見書案第 4 号を一括採決いたします。

本案 2 件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案 2 件は原案のとおり可決されました。

---

日程第 5 請願・陳情

○議長（阿部五一）

日程第 5、請願・陳情に入ります。

請願第 1 号 宮城県の最低賃金の水準引き上げを求める意見書提出に関する請願書及び請願第 2 号 日豪 EPA/FTA 交渉に対する要請書の 2 件を議題といたします。

お諮りいたします。請願第 1 号及び請願第 2 号につきましては、意見書案第 3 号及び意見書案第 4 号により、それぞれ議決されておりますので、両請願は採択されたものとみなすことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、請願第 1 号及び請願第 2 号は採択されたものとみなすことに決しました。

次に、請願第 3 号 乳幼児医療費無料制度の拡充を求める請願書を議題といたします。

この際、請願書の朗読を省略し、直ちに紹介議員である佐藤恵子議員から、内容の説明を求めます。佐藤議員。

○11 番（佐藤恵子議員）

提案理由を申し上げます。

きのうの私の一般質問に尽きるわけですがけれども、何よりもまず仙台市でも始まる、そして富谷町でも意欲を持って始める、そして市民 1 人当たりの個人所得は、多賀城は県内の上から 4 番目という位置にあります。さらに、来年親の負担が就学前まで 3 割から 2 割に引き下がる、市の負担がそれだけ軽くなる、これらのことを考えれば、この機会にぜひ実現させていただきたい、このようにお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（阿部五一）

これをもって紹介議員の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。請願第 3 号については、文教厚生常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、請願第 3 号については、文教厚生常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

陳情第 1 号 介護保険と自宅待機介護について、以上 1 件の陳情が提出されておりますので、その写しを配付いたしました。

この際、朗読は省略いたします。

以上で、陳情の報告といたします。

---

## 日程第 6 閉会中の継続調査について

○議長（阿部五一）

日程第 6、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

閉会中の継続調査につきましては、各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第 63 条の規定に基づき、お手元に配付している事件について、平成 20 年第 1 回定例会まで、閉会中の継続調査としたい旨、申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

---

## 日程第 7 議員派遣について

○議長（阿部五一）

日程第 7、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第 100 条の規定により、お手元に配付のとおり、2 市 3 町議長団連絡協議会定期総会及び議会だより編集委員会行政視察調査に議員を派遣することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたします。

なお、派遣内容の変更については、議長に一任願います。

---

○議長（阿部五一）

この際、各組合議会の報告を求めます。

まず、宮城東部衛生処理組合議会の報告を求めます。

（10 番 藤原益栄議員登壇）

○10 番（藤原益栄議員）

宮城東部衛生処理組合議会関係について、前回報告以降の御報告をいたします。

去る3月22日、平成19年第1回議会定例会が、宮城東部衛生処理組合会議室において開催されました。

会議に付された案件は、専決処分の承認2件、規約の変更3件、条例6件、予算2件、監査委員選任1件で、計14件であります。

承認第1号及び第2号は、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会及び同審査会を共同で設置する構成団体に宮城県後期高齢者医療広域連合を加える規約の変更を専決処分したもので、議会の承認を求めるものであり、審議の結果、承認いたしました。

議案第1号及び議案第2号は、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会及び同審査会を共同で設置する構成団体から、公立深谷病院企業団の脱退による規約の変更を行うものでございます。

議案第3号は、宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更であります。これは地方自治法の改正に伴い、収入役制度を廃止し、会計管理者制度に移行するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第4号は、組合監査委員条例であります。これは地方自治法及び組合理約の規定に基づき、監査委員に必要な事項を新たに制定するものでございます。

議案第5号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正であります。国家公務員の休息時間を廃止したことから、組合職員の勤務時間の適正化を図るため、所要の改正を行うものでございます。

議案第6号は、管理者等の給与に関する条例の改正であります。これは地方自治法の改正により、収入役制度が廃止されたことに伴い所要の改正を行うものでございます。

議案第7号は、職員の給与に関する条例の改正であります。これは人事院勧告に準じ、扶養手当の額を変更するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第8号は、職員等の旅費に関する条例の改正であります。これは地方自治法の改正により、収入役制度が廃止されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第9号は、組合財産条例の改正であります。地方自治法の改正により、行政財産を貸し付けることができる範囲を拡大したこと等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第10号は、平成18年度組合会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出の総額からそれぞれ2,197万4,000円を減額し、歳入歳出とも16億9,665万6,000円とするものでございます。

議案第11号は、平成19年度組合会計予算であります。これは歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億5,200万円とするものであり、議案第1号から議案第11号まで審議の結果、原案のとおりそれぞれ可決いたしました。

議案第12号は、監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。利府町菅谷台の飯島喜一郎氏が選任されました。

以上をもちまして、宮城東部衛生処理組合議会報告といたします。

○議長（阿部五一）

次に、塩釜地区消防事務組合議会の報告を求めます。

(17 番 尾口好昭議員登壇)

○17 番 (尾口好昭議員)

塩釜地区消防事務組合議会関係について、前回報告以降の御報告をいたします。

去る 3 月 23 日、平成 19 年第 1 回塩釜地区消防事務組合議会定例会が、塩釜地区消防事務組合会議室において開催されました。

会議に付された案件は、専決処分の承認 2 件、規約の変更 3 件、条例 3 件、予算 3 件、監査委員の選任 1 件の計 12 件であります。

承認第 1 号及び承認第 2 号は、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会及び同審査会を共同で設置する構成団体に、宮城県後期高齢者医療広域連合が加入したことに伴う規約の変更について、専決処分の承認を求めることについてであります。審議の結果、原案のとおり承認いたしました。

議案第 1 号及び議案第 2 号は、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会及び同審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更についてであります。これは認定委員会及び同審査会から公立深谷病院企業団が脱退することに伴い、共同設置規約を変更するものであり、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

議案第 3 号は、宮城県市町村職員退職手当組合の規約の変更であります。これは地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことにより、宮城県市町村職員退職手当組合に会計管理者を設置するために変更するものであり、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

議案第 4 号から議案第 6 号についてであります。議案第 4 号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。これは国家公務員の休息時間の廃止に伴い、組合職員の休息時間についても国に準じて改正を行うものであります。

議案第 5 号は、塩釜地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。これは平成 18 年の人事院勧告による国家公務員の扶養手当の改正に伴い、組合職員の扶養手当についても、国に準じた改正を行うものであります。

議案第 6 号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例であります。地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、組合においても収入役の廃止など、所要の改正を行うものであります。

議案第 4 号から議案第 6 号については、いずれも審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

議案第 7 号は、平成 19 年度塩釜地区消防事務組合一般会計予算についてですが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20 億 2,351 万 7,000 円とするもので、原案のとおり可決いたしました。

なお、議員各位に予算書が配付されていますので、詳細については省略いたします。

議案第 8 号は、平成 19 年度塩釜地区消防事務組合介護認定審査事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,264 万 5,000 円とするもので、原案のとおり可決いたしました。

なお、この件に関しても議員各位に予算書が配付されていますので、詳細については省略いたします。

議案第 9 号は、平成 19 年度塩釜地区消防事務組合障害者自立支援審査事業特別会計予算についてです。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 195 万 4,000 円とするもので、原案のとおり可決いたしました。

なお、この件についても議員各位に予算書が配付されていますので、詳細については省略いたします。

議案第 10 号は、監査委員を選任するための同意を求めることについてであります。利府町の飯島喜一郎氏が選任されました。

以上をもちまして塩釜地区消防事務組合議会の報告といたします。

○議長（阿部五一）

次に、塩釜地区環境組合議会の報告を求めます。

（18 番 昌浦泰己議員登壇）

○18 番（昌浦泰己議員）

塩釜地区環境組合議会関係について、前回報告以降の御報告をいたします。

去る 3 月 23 日、平成 19 年第 1 回議会定例会が塩釜地区環境組合会議室において開催されました。

会議に付された案件は、専決処分の承認 2 件、規約の変更 3 件、条例 3 件、予算 1 件の計 9 件であります。

承認第 1 号及び承認第 2 号は、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会及び同審査会を共同で設置する構成団体に、宮城県後期高齢者医療広域連合を加える規約の変更を専決処分したので、議会の承認を求めるものであり、審議の結果、原案のとおり承認いたしました。

議案第 1 号及び議案第 2 号は、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会及び同審査会を共同で設置する構成団体から、公立深谷病院企業団の脱退による規約の変更を行うものです。

議案第 3 号は、宮城県市町村職員退職手当組合の規約変更で、地方自治法の改正により、収入役制度の廃止による規約の変更を行うものです。

議案第 4 号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例で、国家公務員の休息時間の廃止に伴い、組合職員の休息時間についても改正を行うものです。

議案第 5 号は、職員の給与に関する条例で、国家公務員の扶養手当の改正に伴い、組合職員の扶養手当についても改正を行うものです。

議案第 6 号は、組合関係条例の整備に関する条例で、地方自治法の改正に伴い、組合においても収入役の廃止など、所要の改正を行うものです。

議案第 1 号から議案第 6 号について審議の結果、すべて原案のとおり可決いたしました。

議案第 7 号は、平成 19 年度組合関係予算であります。これは歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 5,000 万円とするものであり、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして塩釜地区環境組合議会の報告といたします。

○議長（阿部五一）

以上で組合議会の報告を終わります。

---

○議長（阿部五一）

以上をもちまして今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

これにて平成 19 年第 2 回多賀城市議会定例会を閉会いたします。

大変どうも御苦労さんでした。お疲れさまでした。

午後 1 時 25 分 閉会

---

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 19 年 6 月 26 日

議長 阿部 五一

署名議員 雨森 修一

同 森 長一郎